

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－令和5年度の接続料の改定等－

(意見募集期間: 令和5年1月21日(土)～同年2月20日(月))

意見提出者一覧

計4件(法人等:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	一般社団法人IPoE協議会
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
3	ソフトバンク株式会社
4	KDDI株式会社

1 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料改定

該当箇所	御意見
接続料に関する情報開示	<p>接続事業者の予見性を高める観点から、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
ドライカップの減損処理	<p>平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておりませんが、ドライカップ回線の需要は前年度と比べて NTT 東日本殿は-6.7%、NTT 西日本度は-7.6%と継続して減少しております。今後もその傾向が見込まれることから、利用見込みが無くなった資産については NTT 東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
作業単金について	<p>NTT 東西殿の作業単金は長らく大きな料金の変動がありません。NTT 東西殿においては、作業効率化等により作業単金の低廉化につながるよう検討すべきと考えます。</p> <p>特に、NTT 東日本殿の作業単金については、「令和3年度に実施したリモートワーク環境の整備等に要する経費の影響で、管理共通費の増加幅が大きい」とのご説明がありましたが、どのような整備を実施されたかが明らかではなく、今後も継続して管理共通費が増加していく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳細を開示すべきと考えます。</p> <p>また、昨今の状況に鑑み、リモートワーク環境での業務は継続的に行われるものと想定されるため、NTT 東西殿におかれましては、計画的かつ業務の効率化に資するような環境整備を実施し、管理共通費の増加が抑制されるよう努めていただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>

<p>実績原価方式に基づく 令和5年度の接続料の 改定</p>	<p>○光信号引込等設備の撤去に係る負担額、光屋内配線工事費について</p> <p>光信号引込等設備の撤去に係る負担額は、直近5年間において上昇傾向(2019年度単金との比較時、NTT東日本: +473円、NTT西日本: +5,079円)であり(※図1参照)、光屋内配線の新設工事費も単金上昇(前年度比較時、NTT東日本: +363円、NTT西日本: +205円)しております。</p> <p>NTT東・西からは、当該工事費の単金上昇の要因として作業単金上昇が影響しているとの説明をいただいておりますが、今後のさらなる継続的なコスト削減に期待します。</p> <p>また、総務省においては、NTT東・西によるコスト削減・効率化に向けた取り組みの実施状況について引き続き注視いただくことを要望いたします。</p> <p>なお、シェアドアクセス方式における分岐端末回線の残置回線においては、「接続料の算定等に関する研究会」にて接続料の算定方法の見直しや残置・撤去における工事判断方法等について検討が重ねられています。本研究会(第66回)における弊社資料(※図2参照)のとおり、現在の設備運用状況に即した接続料の算定方法へのルール見直し、およびNTT東・西における再利用可能性等を考慮した合理的な工事判断、不要な残置回線における撤去促進を実施し、当該取り組みの実施による設備の効率化を要望いたします。</p>
---	---

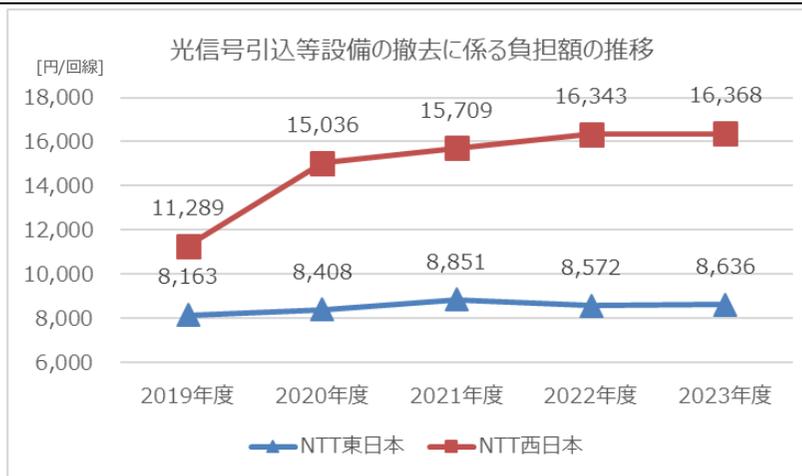


図 1

■ 論点（４）現行ルールの見直し提案②（工事判断主体） 16

分岐端末回線は、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断しているが、**自社の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否など確認する術がない状況**そのため、本課題の解決を図る観点からも、論点3のとおり、網使用料化することが適当*1

*1 接続料算定方法の見直しに伴い、設備事業者(NTT東・西)にて全体最適*2による工事判断を実施
 *2 具体的には、残置回線における再利用可能性を考慮し、残置・撤去の工事判断を実施
 再利用できる場合は、2本引きによる新設を行わず、極力再利用による開通工事を実施等

開通？

解約

NTT

KDDI

再利用・転用不可？

残置が最適？
(1本しかないから残す？)

**引込線数や再利用・転用可否など確認できず、
接続事業者では最適な工事判断できない**

↓

**本課題は解決を図る観点からも
網使用料化することが適当**

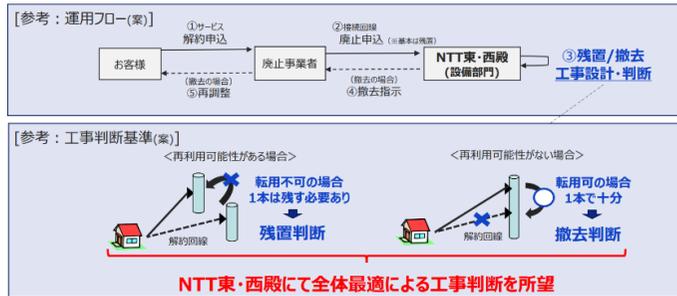
© 2022 KDDI

■ 論点（４） 現行ルールの見直し提案②（工事判断主体）

17

以下のようにNTT東・西殿による全体最適な工事判断・撤去促進により
不要な残置回線数の増加抑止・減少に資すると思料

なお、その他接続機能と同様の運用であるため、**お客様への影響は特段無い想定**



© 2022 KDDI

■ 論点（５） 現行ルールの見直し提案③（見直し対象範囲）

18

前述のとおり、「当初より、再利用による運用は存在」していたため、
 既存の残置回線においても、専属的な利用という特殊な状況は当初より解消されていたと考える

そのため、**既存残置回線および今後発生する残置回線をすべて
 ルール見直しの対象範囲とすべき***

*接続ルール変更後においては、新規・既存残置回線の減価償却費の残余期間分における費用負担方法を見直し（≠過去に遡る精算）



© 2022 KDDI

	<p>※接続料の算定等に関する研究会(第66回)資料66-3より引用 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/access-charge_calculation/02kiban03_04000883.html (KDDI株式会社)</p>
--	---

2 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等)

該当箇所	御意見
コロケーション電気料の改定頻度の見直し	<p>コロケーション電気料の改定頻度の見直しについては、NTT 東西殿により 2022 年 11 月 4 日及び 7 日に事業者向けの説明会が開催されましたが、「最短で 2022 年度第 4 四半期以降」で運用変更とされており、接続事業者側での検討及び運用変更のための時間が非常に短期間でした。今回のような変更内容に改定頻度の変更や算定方法の変更を含み、また事業計画への影響が大きい場合には、社外の投資家、金融機関等への説明や、来期予算・事業計画を再検討することが必要となります。このように事業者への事業影響も大きい変更の場合は、社内外での対応を要することから、事業者側の対応期間を考慮し、6 か月前には方針を決定いただくべきと考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿が 2023 年 1 月末に開催した接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、改定頻度を四半期ごとに変更した場合、単金改定の半月前に単金を通知することのご説明があり、また 2022 年 11 月 4 日及び 7 日に開催された本見直しに関する事業者向けの説明会では、予見性確保の観点で現状行われている電気料試算値開示(10 月末)や一部エリア・ビル単価の早期開示等の対応については、本見直し後は行わないこととすることのご説明がありました。各四半期での電気料の変動状況に応じ事業計画への影響が生じ、影響が大きい場合には社外の投資家や金融機関等への説明が発生する可能性があることから、予見性確保のため試算値開示の取り組みは継続いただくべきと考えます。具体的には、翌四半期の確定単金の開示と同時に翌々四半期の見込み単金を開示いただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
接続約款の変更	○コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて

コロケーションの電気料においては、燃料調整費が継続的に上昇又は減少する局面においては、調整額も莫大となることから、燃料調整費の影響を電気料に適時に反映し、今後の大幅な変動を抑止することを目的として、改定頻度が四半期単位に変更されています。当該改定頻度の見直しにおいては、調整額が縮小されるという一定の利点はあるものの、第一種指定電気通信事業者の接続料算定による稼働増、並びに当該指定事業者および接続事業者の双方における接続料における精算業務の稼働負荷が増大するという影響を想定しております。

この点、第一種指定電気通信設備における既存のその他全ての接続機能においては、接続料改定の頻度は年 1 回である点を踏まえると、このたび、コロケーションの電気料のみを対象として改定頻度の見直しを実施する場合においては、今後、燃料調整費の上昇又は減少の変動幅が縮小されるケース、および、他の接続機能においても継続的に単金の大幅な上昇又は減少が生じるケースなど想定されることから、改定頻度を変更する接続機能の対象について、考え方の整理やルールの取り決めが必要と考えます。

また、現行のルールにおいては、電気料における速報値の開示（毎年度、10 月・1 月・3 月における年 3 回による開示）を NTT 東・西に実施いただいておりますが、今回の改定頻度の見直しに伴い、仮に速報値の開示を取り止める場合においては、接続事業者への影響として、電気料における予見性の低下が想定されます。

そのため、少なくとも毎年度 10 月に実施いただいている試算値の開示については、改定頻度の見直しに合わせて、各四半期の数ヶ月前（例えば、5~6ヶ月前程度）を目途に引き続き実施が必要であると考えます。

適用単金の開示においては、NTT 東・西より、各四半期の前月の中旬目途に実施予定という説明をいただいておりますが、予見性確保の観点から、可能な限り早期の情報開示（例えば、各四半期の 2 ヶ月以上前）についてご対応いただくことが必要であると考えます。

（KDDI株式会社）

3 その他の事項(接続料規則第3条に基づく認可申請等の概要、スタックテスト)

該当箇所	御意見
<p>別紙 1 P.16 このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。)</p>	<p>左記の部分について、同意します。 (一般社団法人 IPoE 協議会)</p>
<p>別紙 1 P.16 これらの状況は、NTT 東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される 2025 年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき</p>	<p>コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続出来たのは「VNE 要望ベースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE 要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。</p> <p>また、自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金として VNE 事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。</p> <p>経済産業省・総務省による「デジタルインフラ(DC 等)整備に関する有識者会合中間とりまとめ」においては、将来のトラフィック予測として 2021 年 5 月時点の 24Tbps に対して、2031 年 5 月時点では 760Tbps と今後 10 年で 30 倍に増加すると予測されています。(https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf)</p>

<p>事情があるかについて研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。</p>	<p>単県 POI の増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している限り GWR の増設・利用中止は発生するため、トラフィック増が継続している間は、VNE 要望ベースでの増設と、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措置を維持すべきであると考えます。</p> <p>(一般社団法人 IPoE 協議会)</p>
<p>10Gbit/s インタフェースに対応する設備に係る接続料の算定方法の特例</p>	<p>10Gbit/s インタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIP サーバを用いて制御するもの。以下、「本機能」といいます。)については、NTT 東西殿において、現時点では利用数を見通すことが困難であり接続料の算定に用いる需要を合理的に予測することができないため、従前より接続料が設定されている1Gbit/s インタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能の接続料を準用する許可申請が実施されています。今後、仮に本機能に関する利用数等の実績が確定し実績との差額を精算する際に、需要が少ない場合は料金水準が上昇することが予想されるため、激変緩和措置として例えば乖離額を分割し原価への算入時期を調整すること等が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>料金表第1表第1 2-4 (中継系交換機能)</p>	<p>IPoE のゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則平成 30 年 2 月 26 日附則 6 項)、すでに当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回 3 条許可申請で継続の申請があった IPoE のゲートウェイルータについては、速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>なお、既存の IPoE 事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とさ</p>

れているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。

2022年には、大阪 POI 等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は1ポートあたり5～7百万円に上る利用中止費を負担したとみられます(2022年の接続料改定の際の総務省説明資料 p17)。また、2021年4月に行われた東京 POI のゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね1億1400万円(1ポートあたり250万円程度)を負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料 p19)。この利用中止費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うこととなります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。

基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)